

10/31  
木曜

# 困窮深刻 受診控え広がる

## コロナ禍 非正規支援急務



厚生労働省記者会 2020年10月30日 厚生労働省

### 民医連調査

全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）は30日、コロナ禍による経済困窮で医療機関への受診を控える人が非正規労働者を中心広がっているとする調査結果を発表しました。「受診抑制に35%、無職（コロナ禍による重症化や手遅れ死」を増やす恐れが大きい」として社会保障制度の改善や救済制度の早期の充実を求めました。

調査は7月20日から実施したもので、全国の民

医連加盟の事業所が関わった事例などを集計。コロナ禍によって本人または家族の収入減少や失業、倒産による困窮の実態が明確な事例435件を分析しました。うち派遣社員やアルバイトなど非正規労働者が35%、無職（コロナ禍による重症化や手遅れ死」を増やす恐れが大きい）が29%に上りました。「預貯金が少ないな」「預貯金が少ないので、またたく間に困窮に陥っている」としている。これ以上の負担増に陥っている」としています。

都内で会見した全日本民医連の山本淑子事務局次長は「コロナ禍による困窮がこれだけ広がって困窮がこれだけ広がっているにもかかわらず、政府は『全世界型社会保障改革』を進めようとしている。これ以上の負担増は許されない」と訴えました。

## 月4日勤務なら休業金給付

### 厚労省方針 労組・共産党の要求実る

ても労働局で事業者に確認するなどして支給決定します。

過去に不支給となつた人で

新型コロナ禍で休業手当が支払われない中小企業の労働者に賃金の8割を補償する「コロナ休業支援金」について、厚生労働省は30日、「月4日以上勤務」などが確認できれば給付には企業による休業指

示の確認が必要ですが、協力を拒否するケースが相次いでいるため、新たな基準が必要と判断しました。基準が明示されると表があれば支給決定。

「勤務」などと勤務日が記載された労働条件通知書やシフト表が認められると、該当書類がなくても月4日以上勤務を6カ月以上確認できる給与明細などがある場合でも、「事業者が労働者を休業させた」となる」と明示しました。

この方針を示しました。同省によると、企業